

令和4年10月更新



# 幼児教育・保育の無償化 認定の手引き



入間市こども支援部 保育幼稚園課 〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1

TEL : 04-2964-1111 (認定に関すること : 内線 2336、給付に関すること : 内線 2332)



# 1 幼児教育・保育の無償化の概要

3歳から小学校就学前までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用するお子さんの保育料が無償化されます（上限あり）。

※0歳～2歳までのお子さんについては、非課税世帯<sup>※1</sup>の場合は無償化になります（上限あり）。



## 対象になる施設や事業

- 幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業
- 幼稚園・認定こども園(教育部分)の預かり保育
- 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など

(市内の無償化対象施設等は、入間市ホームページをご参照ください。)



## 施設ごとの対象者など

### 新制度未移行幼稚園を利用する場合

- **保育料+入園料** ※入園料は入園年度のみ対象  
対象児：満3歳から小学校就学前の子ども  
→月25,700円を上限に無償化されます  
(保育料が月25,700円以上の場合、入園年度であっても入園料は無償化の対象となりません。)
- **預かり保育**  
対象児：①保育の必要性のある3歳児以上の子ども  
②保育の必要性のある2歳児以下の非課税世帯<sup>※1</sup>の子ども  
→①は月11,300円、②は月16,300円を上限に無償化(1日あたり450円上限)
- **副食費**  
対象児：年収約360万円未満相当の世帯の子ども、第3子以降の子ども(小学校3年生以下でカウント)  
→副食費が月4,500円を上限に補助されます。

### 新制度幼稚園、認定こども園(教育部分)を利用する場合

- **保育料**  
満3歳以上のお子さんの保育料が無償化されます。
- **預かり保育**  
対象児：①保育の必要性のある3歳児以上の子ども  
②保育の必要性のある2歳児以下の非課税世帯<sup>※1</sup>の子ども  
→①は月11,300円、②は月16,300円を上限に無償化(1日あたり450円上限)
- **副食費**  
対象児：年収約360万円未満相当の世帯の子ども、第3子以降の子ども(小学校3年生以下でカウント)  
→副食費が月4,500円を上限に補助されます。

### 認可外保育施設等を利用する場合

- 以下の子どもについて、月々の保育料が、①は月37,000円、②は月42,000円を上限に無償化
- 対象児：①保育の必要性のある3歳児以上の子ども  
②保育の必要性のある2歳児以下の非課税世帯<sup>※1</sup>の子ども

### 認可保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業を利用する場合

- 3歳児以上のお子さんの保育料が無償化されます。
- 3歳児以上の年収約360万円未満相当の世帯の子ども及び第3子以降の子ども(小学校就学前の子どもでカウント)の副食費が免除されます。

「非課税世帯<sup>※1</sup>」…保護者が非課税であるほか、保護者の所得金額がそれぞれ48万円以下の場合で、他に家計の主宰者がいる場合には、その方も含めて非課税である必要があります。世帯分離をしていても同居の場合は同様です。以下、本手引きにおける「非課税世帯」「市区町村民税非課税世帯」は同様の意味合いです。

**注意**

バス代、制服代、行事の費用等(実費徴収や上乗せ徴収)は無償化の対象外です。

## 2 幼児教育・保育の無償化のための認定について

幼児教育・保育の無償化の給付を受けるためには、施設等の利用前に入間市から認定を受ける必要があります。

 **子どものための「教育・保育給付認定」** →対象施設に通園するために必要

認定区分		保育の必要性	対象施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号認定以外のもの	なし	幼稚園（新制度移行）※2 認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難なもの	あり	認可保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難なもの		認可保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育事業等

※2 入間市内にある新制度移行幼稚園は、角栄幼稚園（令和5年度より新制度移行予定）のみです。

 **子育てのための「施設等利用給付認定」** →入園の申込とは別に、**市へ申請が必要**

認定区分		保育の必要性	対象施設・事業
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、新2号・新3号認定でないもの	なし	幼稚園（新制度未移行）※3
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもで、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難なもの	あり	幼稚園の預かり保育 認定こども園（教育部分） の預かり保育 認可外保育施設
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの小学校就学前子どもで、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難なもののうち、 <u>非課税世帯</u> であるもの		一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 など

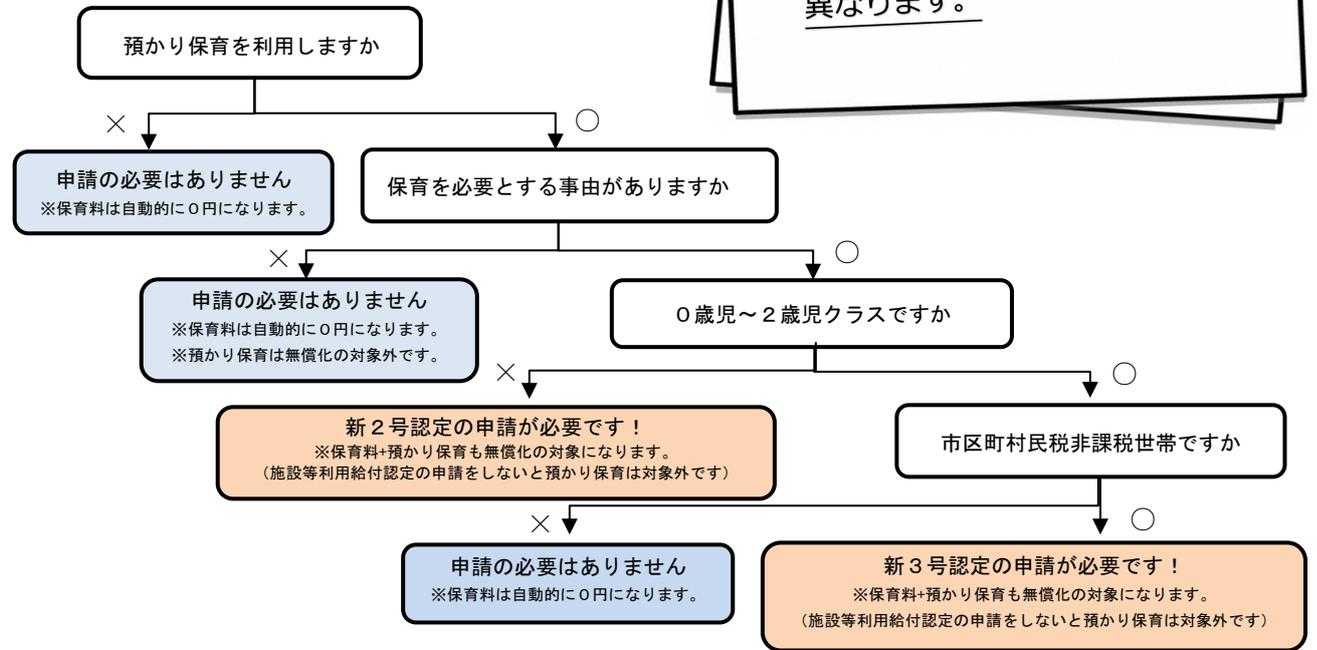
※3 入間市内にある幼稚園は、角栄幼稚園（令和5年度より新制度移行予定）を除き、新制度未移行幼稚園です。

◎企業主導型保育事業を利用している場合は、「施設等利用給付認定」を受けられません。

◎「教育・保育給付認定」を受けて認可保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育部分）に在籍している場合は、「施設等利用給付認定」を受けられません。

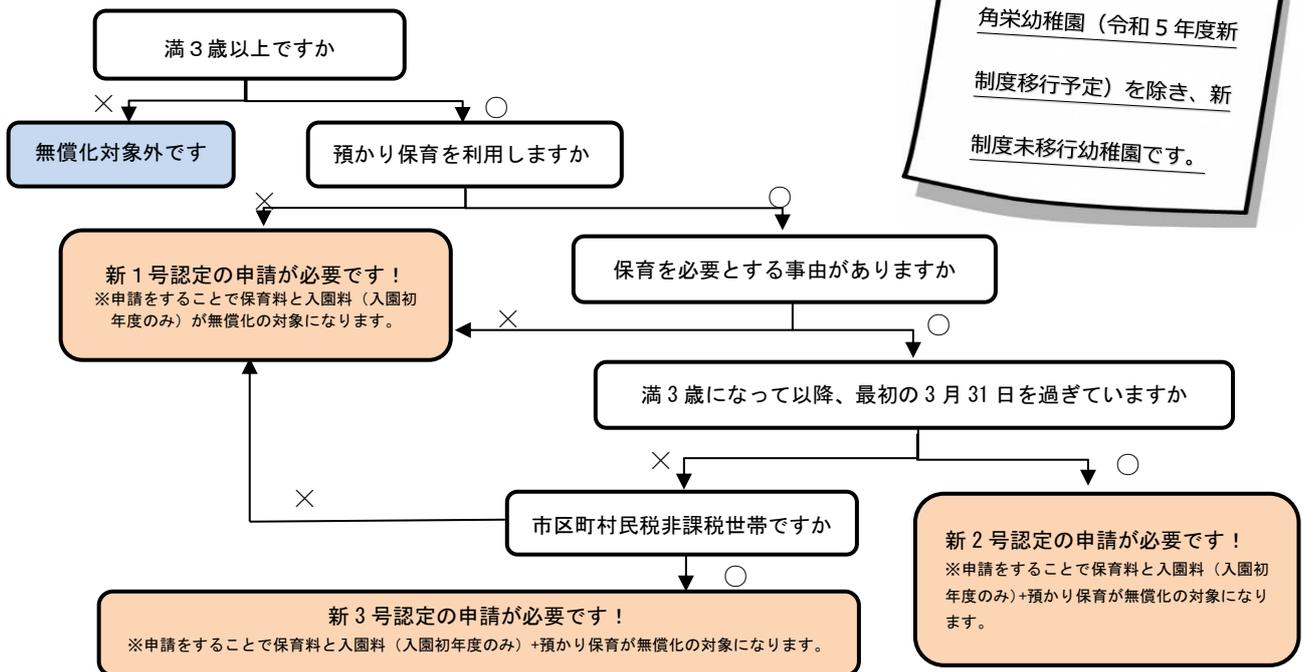
### 3 施設等利用給付認定フローチャート

◎新制度幼稚園・認定こども園（教育部分）に通園する場合



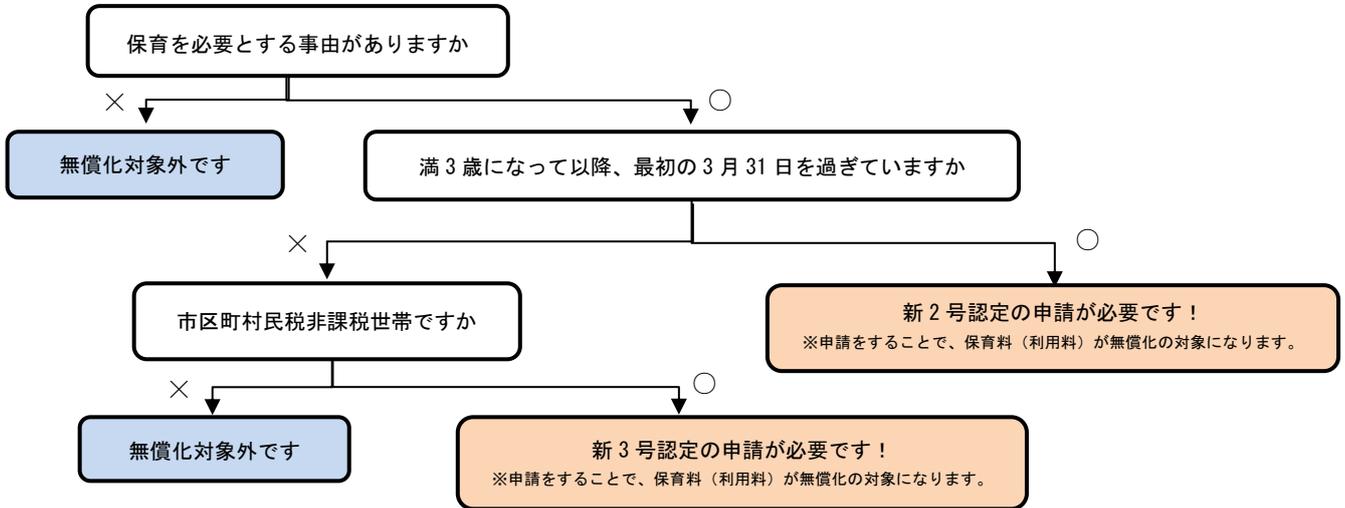
利用する施設、お子さんの年齢、世帯の状況により、申請内容が異なります。

◎新制度未移行幼稚園に通園する場合



人間市内にある幼稚園は角栄幼稚園（令和5年度新制度移行予定）を除き、新制度未移行幼稚園です。

◎認可外保育施設、一時預かり事業、  
ファミリー・サポート・センター事業等を利用する場合



**！注意！**

※施設等利用給付認定は、市が申請書を受領した日以前にさかのぼって認定できません！  
必ず、利用前に申請いただくようお願いします。（認定されていない利用分は自己負担になります。）

### 👤 保育を必要とする事由について

新2号・新3号認定を希望する場合は、保護者及びその配偶者について、保育の必要性の認定が必要になります。保育の必要性が認められる事由は以下のとおりです。

事由	条件等
就労	月64時間以上の就労が常態であること
妊娠・出産	出産（予定日）の前後約8週（多胎妊娠の場合前約14週、後約8週）である場合
疾病・障害	市指定の診断書にて、家庭での保育が困難であることが認められる場合
介護・看護	市指定の診断書にて、家庭での保育が困難であることが認められる場合
求職活動	求職活動により家庭での保育が困難と認められる場合（2か月のみ）
就学	月64時間以上の就学が常態であること
災害復旧	地震、風水害、火災等の災害の復旧にあたり、家庭での保育が困難な場合
社会的擁護	虐待や家庭内暴力などの理由により、養育が困難と認められる場合
その他	上記の類する内容で市長が認める場合

## 4 申請に必要な書類

利用する施設や申請する認定の区分により必要な書類が変わります。

認定区分	提出書類
新1号認定	・子育てのための施設等利用給付認定申請書
新2号認定	・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・保護者及びその配偶者の「保育を必要とする証明書」
新3号認定	・子育てのための施設等利用給付認定申請書 ・保護者及びその配偶者の「保育を必要とする証明書」 ・市町村民税非課税証明書（必要な年度の1月1日現在に入間市外に居住がある方）



### 「保育を必要とする証明書」について

新2号・新3号認定に必要な「保育を必要とする証明書」は保育を必要とする事由により、必要書類が異なります。下記の表を参考に申請書に添付してください。

保護者の状況		証明となる書類	
就労	会社勤務	○就労証明書 <sup>㊦</sup>	
	自営業	中心者	○就労証明書 <sup>㊦</sup> ○確定申告書等の写し（開業初年度は開業届けの写し） ○勤務実績申告書 <sup>㊦</sup>
		協力者	○就労証明書 <sup>㊦</sup> ○給与明細（直近3か月分）もしくは源泉徴収票の写し ○勤務実績申告書 <sup>㊦</sup>
		親族経営	○就労証明書 <sup>㊦</sup> ○給与明細（直近3か月分）もしくは源泉徴収票の写し ○勤務実績申告書 <sup>㊦</sup>
	自営手伝い（無給）	○就労証明書 <sup>㊦</sup> ○勤務実績申告書 <sup>㊦</sup>	
内職	○就労証明書 <sup>㊦</sup> ○勤務実績申告書 <sup>㊦</sup>		
妊娠・出産		母子手帳の母の氏名及び分娩予定日の記載のページの写し	
保護者の疾病・障害		○診断書 <sup>㊦</sup>	
同居親族の介護・看護		○診断書 <sup>㊦</sup>	
就学		○在学証明書 ○時間割等のスケジュールがわかるもの	
求職活動		○求職活動に関する申立書 <sup>㊦</sup>	
災害復旧		○罹災証明書	
社会的擁護		●児童相談所等による公的な証明書	

【記号】○は必ず提出するものです。

●はご用意できる場合は提出いただくものです。

㊦は市の指定様式があります。指定様式以外の証明書の場合、認定できない場合があります。



## マイナンバー確認書類について

父、母及び申請する子について、マイナンバーの提出が必要になります。提出にあたり、マイナンバー確認書類と本人確認書類が必要です。

なお、既に同申請でマイナンバーを提出しており、変更がない場合は、申請書へのマイナンバーの記入及びマイナンバー確認書類の提出は必要ありません。

### ◆マイナンバー確認書類

・マイナンバーカード ・個人番号通知書 ・マイナンバー記載の住民票

### ◆本人確認書類（顔写真付きのものは1点、顔写真のないもの（★）は2点提出が必要です。）

・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・障害者手帳 ・療育手帳  
・健康保険証★ ・年金手帳★ ・児童扶養手当証書★ ・介護保険被保険者証★ など

## 5 施設等利用給付認定の申請方法について

認定の申請方法は利用する施設や申請の時期により異なります。下表をご確認ください。

利用施設	提出時期	提出先	提出期限
幼稚園・認定こども園	年度当初	入園予定・在籍している施設 <sup>※4</sup>	施設から指定された期日まで
	年度途中	保育幼稚園課 <sup>※5</sup>	入園日の15日前まで
認可外保育施設 一時預かり事業	年度当初		2月末まで
病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	年度途中		入園日（利用開始日）の15日前まで

※4 施設へ提出する場合は、特定個人情報の記載があるため、必ず封入してご提出ください。

※5 幼稚園や認定こども園のうち、年度途中でも施設に提出できる場合があります。

●市が申請書を受領した日以前にさかのぼって認定することが出来ませんのでご注意ください。

●提出時に不足の書類がある場合は、受付日から1ヵ月以内に不足書類を保育幼稚園課までお持ちください。1ヵ月を過ぎても不足書類が提出されない場合は、申請を取り下げたものとして取り扱いますのでご注意ください。

●既に新2号もしくは新3号認定を受けている方については、保育の必要性の確認のため毎年度申請が必要になります。

●人間市外の施設を利用する場合は、施設に申請方法等をお問い合わせください。

## 6 施設等利用給付認定通知書について

申請いただいた内容を審査し、認定された方へ施設等利用給付認定通知書を送付いたします。通知書の発送時期の目安は以下のとおりです。

年度当初の申請の場合	3月下旬～4月上旬に認定通知書を送付します。
年度途中の申請の場合	受付日から1ヵ月以内に認定通知書を送付します。

※既に施設等利用給付認定を受けている方で、年度切り替えによる認定の更新や、転園による認定申請を行った場合は、認定区分や認定期間に変更があった場合にのみ、新しい認定通知書を送付いたします。  
認定の内容に変更がない方は、再度通知は送付いたしません。

## 7 認定変更について

届出内容に変更がある場合は、市へ変更の申請が必要になります。下記を参照いただき、「施設等利用給付認定変更申請書」などの必要書類を保育幼稚園課へご提出ください。（書類は市役所で配布しているほか、市公式ホームページからダウンロード可能です。）

※ 認定変更についても、市が申請書を受領した日以前にさかのぼって認定変更できません。

変更には下表の書類が必要です。また、下表に記載がない事項であっても届出内容に変更がある場合は、保育幼稚園課へ申請してください。

### ①家庭状況等に関する変更があった場合

変更状況	提出書類	備考（提出期限等）
市内で転居する場合	施設等利用給付認定変更申請書	転居後速やかにご提出ください
市外に転出する場合	施設等利用給付認定変更申請書	転出決定次第、速やかにご提出ください ※転出日で認定が取消になります。認定継続する場合は、転出先の自治体で無償化の手続きが必要です。
結婚した場合（事実婚含む）	施設等利用給付認定変更申請書 保育を必要とする証明書（新2号・新3号認定の場合）	速やかにご提出ください
離婚した場合	離婚の事実がわかる公的な書類	速やかにご提出ください

### ②利用施設の転園・退園・追加利用をした場合

変更内容	提出書類	備考（提出期限等）
転園する場合	施設等利用給付認定変更申請書	速やかにご提出ください
退園する場合		
施設や事業の追加利用をする場合		

### ③認定区分の変更および保育の必要性に関する変更

施設等利用給付認定は、原則として申請があった日以前にさかのぼって認定や認定変更を行うことができません。そのため、認定区分の変更や保育の必要性に関する変更がある場合は、変更希望日以前に必ず施設等利用給付認定変更申請書を保育幼稚園課へご提出ください。

事由	変更状況	提出書類	提出期限
就労	勤務を開始した場合	就労証明書など	速やかにご提出ください
	勤務先が変わった場合		
	勤務時間が変わった場合		
	育児休業を取得した場合		出産日から8週以内
	育児休業から復帰した場合		復帰日から14日以内
	退職して求職活動した場合		速やかにご提出ください
妊娠 出産	妊娠した場合	母子手帳の写し (分娩予定日+母氏名がわかるページ)	産前休暇取得日または予定日の8週前まで（多胎妊娠の場合、14週前まで）
疾病 障害	保護者の疾病・障害により保育の必要が生じた場合	診断書（市指定様式）	速やかにご提出ください
介護 看護	介（看）護により保育の必要が生じた場合	診断書（市指定様式） 介護スケジュール等	
	求職 活動	求職活動中の方が勤務を開始した場合	
継続して求職活動を行う場合		求職活動の申立書 求職中の活動内容がわかるもの	認定終了月の25日まで
就学	学校に入学した場合	在学証明書（入学前は合格通知） 時間割等	速やかにご提出ください
	卒業（退学）し、その後も保育の必要がある場合	保育の必要性の事由に合わせた各証明書	